## 地域支援体制加算

当薬局では以下の基準を満たし、地域支援体制加算を算定しております。

- 1。備蓄品目数 1,200品目以上
- 2。他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通
- 3。医療材料・衛生材料の供給体制
- 4。麻薬小売業者の免許と指導実施体制
- 5。処方箋集中率が85%超の場合は、後発医薬品の使用割合が70%以上であること
- 6。取り扱う医薬品に関する情報提供ができる体制
- 7。平日8時間以上/日、土・日のいずれかに一定時間以上の開局、45時間以上/週の開局
- 8。開局時間外であっても辞薬局または連携薬局案内により調剤・在宅業務に対応できる体制
- 9。患者等からの相談体制の整備
  - ・夜間、休日を含む時間帯の体制整備。やむを得ない場合には速やかに折り返しできる体制。
  - ・初回処方箋受付時に当該薬局の保険薬剤師と連絡が取れる連絡先等を文書にて交付している
  - ・情報は薬局の外側のみやすい場所に提示していること
- 10。地域の行政機関、保険医療機関、訪問看護ステーション及び福祉関係者等との連携体制とその周知
- 11。在宅療養の支援に係る診療所・病院・訪問看護ステーションとの円滑な連携 ケアマネージャー・社会福祉士等の他の保険医療サービス・福祉サービスのと連携 在宅実績:24回以上/年 在宅患者訪問薬剤管理指導の届出・体制整備・周知
- 12。PMDAメディアナビに登録
  - プレアボイド事例の把握・収集に関する取組を有として直近1年以内に報告していること 副作用報告に係る手順書を作成し、報告を実施する体制を構築
- 13。かかりつけ薬剤師指導料等の施設基準の届出
- 14。患者ごとの薬歴の記録、薬学的管理、必要事項の記入、必要な指導
- 15。管理薬剤師は以下のすべての要件を満たす
  - ・保険薬剤師として5年以上の薬局勤務経験
  - 週32時間以上勤務
  - ・当該保険薬局に継続して1年以上在籍
- 16。定期的な研修への実施、学会への定期的な参加・発表
- 17。患者のプライバシーへの配慮
- 18。要指導医薬品、一般用医薬品の販売、記録に基づく適切な医療の提供体制 (健康サポート薬局要件の48薬効群を取り扱うこと)
- 19。健康相談または健康教室を行っている旨を薬局の内外に掲示・周知、地域住民の生活習慣の改善、疾病予防に関する取り組み
- 20。緊急避妊薬の常備と調剤体制
- 21。敷地内禁煙(保有または借用部分)、たばこ及び喫煙器具の販売をしていないこと

